



板倉町告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町内の町区域を別記変更調書のとおり変更する。

平成21年9月9日

板倉町長 栗原 実

変更調書

(1)

町	地 番
泉野三丁目	1の1から1の3まで、6314の10、6314の11、6320の8、6321の1、6321の2、6322の1から6322の6まで、6323の1、6323の15、6324の1から6324の3まで、6329の1、6330の1から6330の6まで、6331の1、6331の11、6332の1から6332の6まで、6333の1、6333の2、6333の9、6334の1から6334の4まで、6335の1から6335の3まで、6336の1から6336の4まで、6337の1から6337の4まで、6337の13、6338の1から6338の4まで、6339の1から6339の4まで、6340の1から6340の3まで、6341の1、6341の2、6342の1から6342の3まで、6346の1、6346の2、6347、6348の1から6348の3まで、6349の1から6349の4まで、6350の1、6350の2、6862の1から6862の9まで、6863の1から6863の8まで、6864の1から6864の6まで、6864の11、6866の1から6866の8まで、6866の16、6867の1から6867の9まで、6868の1から6868の14まで、6869の1から6869の6まで、6870の1、6870の6、6870の7、6870の15から6870の17まで、6870の19、6870の21、6870の23、6873の364、6873の543から6873の545まで、6873の752、6873の766、6873の767、6873の769、8008の1、8008の2、8012から8022まで、8023の1、8023の2、8024の1から8024の7まで、8025、8028、8035、8036の1、8036の4、8036の8から8036の11まで、8042の6

上記区域(同区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部を含む)を泉野二丁目に変更する。

(2)

町	地 番
泉野四丁目	32の1から32の5まで、6293の1、6296の1、6297の6、6313の1、6313の3から6313の6まで、6313の13、6314の1、6314の3から6314の8まで、6320の1から6320の6まで、6323の2、6323の4から6323の11まで、6329の2から6329の9まで、6331の3、6331の13、6602の7、6603の3、6606の4

上記区域(同区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部を含む)を泉野二丁目に変更する。

(3)

町	地 番
泉野四丁目	12の1、31の1から31の3まで、6201の2、6201の6から6201の8まで、6257の2、6293の13、6293の21、6293の22、6294の7から6294の9まで、6294の15から6294の27まで、6295の1、6295の5、6295の6、6295の10、6295の11、6296の14、6296の16、6297の1、6297の10、6298の1、6298の11、6298の13、6299の1、6299の3、6299の5、6300の1から6300の4まで、6301の1から6301の8まで、6302の1、6302の6、6303の1から6303の6まで、6304の1から6304の4まで、6305の1、6305の2、6315の1から6315の3まで、6316の1から6316の3まで、6317の1、6317の3から6317の6まで、6410の3から6410の7まで、6413の1から6413の4まで、6420の2から6420の5まで、6420の7、6437の2、6437の3、6438の1、6438の2、6441の26、6441の29、6441の93、6441の94、6601の1から6601の6まで、6602の1から6602の4まで、6603の1、6604の7、

上記区域(同区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部を含む)を泉野三丁目に変更する。

位置図

$$S=1/25,000$$

渡良瀬遊水地



